

平成23年7月20日

## 重度視覚障害者（児）に対する同行援護の創設について

障害福祉課

### 1 経緯

平成22年12月に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」によって、新たに障害者自立支援法に「同行援護」が創設され、本年10月1日から施行される見込みである。

この「同行援護」には、現在、地域生活支援事業の移動支援事業として実施している重度視覚障害者（児）の移動支援サービスが含まれるため、10月1日以降の現行の移動支援サービスの扱いについて定めるものである。

### 2 同行援護のサービス内容

重度視覚障害者（児）の移動の際の支援を行うもので、サービス内容は次の（1）から（3）に掲げるとおりである。この内、現行の移動支援サービスは（1）及び（2）である。

- （1）移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- （2）移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- （3）排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

### 3 同行援護の利用者負担額

利用者負担は当該費用の1割で、毎月、所得区分に応じて設定された次の負担上限月額を限度とする。

#### （1）障害児の場合

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般1	区市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	区市町村民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円

## (2) 障害者の場合

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般1	区市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般2	区市町村民税課税世帯（所得割16万円以上）	37,200円

## 4 現行の移動支援サービスの扱い

### (1) 移行期間の設定

同行援護は、サービス提供事業者の指定基準が現時点で定まっておらず、10月1日までの期間では、東京都への事業者指定申請や事業実施の準備のための期間が短く、10月1日時点でサービス提供可能な事業者の数は限られると見込まれる。

また、視覚障害者の障害特性から、指定事業者を選択し、契約を結んだ上で同行援護のサービスを利用するまでの期間も考慮する必要がある。

そのため、サービス利用に支障が生じないように、平成24年3月31日までの6カ月間については、移動支援サービスから同行援護へ移行するための移行期間とする。

### (2) 経過措置

上記の移行期間中は、移動支援サービスから同行援護に移行する時期により、利用者負担に不均衡が生じることのないよう、同行援護のサービスを利用する際の負担額は、現行の移動支援サービスと同様0円とする。

## 5 区民への周知

視覚障害者（児）の移動支援サービス利用者に個別に通知するとともに、広報かつしか及び区のホームページで周知する。

## 6 今後のスケジュール（予定）

平成23年 8月 移動支援サービス利用者に個別通知及び制度説明会開催  
移動支援サービス提供事業者に制度説明会開催  
9月 同行援護の利用申請受付開始  
10月 同行援護開始  
10月～ 移動支援サービスから同行援護への移行期間  
平成24年3月末